

【イタリア】 違憲判決を踏まえた下院選挙制度の見直し

政治議会課 芦田 淳

* 新下院選挙制度は、多数派プレミアム配分に固有の法定得票を設け、これに達する候補者名簿がなければ決選投票を行うこととし、選挙区規模を縮小して選好投票を導入した。

従来、下院の選挙制度は全国で最多得票をした候補者名簿（政党）又は複数の候補者名簿が連結した候補者名簿連合（政党連合）に 340 議席（全体の約 55%）を配分し、残りの議席をその他の候補者名簿連合等の間で比例配分する多数派プレミアム付比例代表制であり、上院は各州で最多得票をした候補者名簿連合等に同様の議席を配分する制度が採用されていた。また、両院共に全選挙区で重複立候補の可能な拘束名簿が用いられていた。

1 両院選挙法違憲判決

2013 年 12 月、憲法裁判所は、多数派プレミアム制と拘束名簿に関わる規定を違憲と判示した（2014 年判決第 1 号）。

下院選挙制度については、①多数派プレミアム制の目的の正当性を認めながら、②プレミアムの配分に対して適切な法定得票の定め欠如により、投票価値の平等に反するほど得票率と議席率の差が大きいため、③投票意思に反して人民主権原理に背くばかりでなく、国会議員を国民代表と定めた憲法規定にも反するとして、④立法者は、その裁量に基づき、政権の安定性等の憲法上重要な目的を追求するに当たり、投票価値の平等、人民主権、国民代表という憲法上の他の利益に対する制約を最小限にしなければならないと判示した。

なお、上院の多数派プレミアム制についても、①法定得票の定め欠如は適切でなく、投票価値の平等に悪影響を及ぼしていること、②各州の議席を単に合計する多数派プレミアム制は、全体として得票率と議席率の逆転、両院の多数派のねじれを招き、議院内閣制や立法府の機能、ひいては上述の憲法上の利益を損なうおそれがあると指摘している。

拘束名簿については、①選挙区規模が大きいため名簿登載者数も多く、時に選挙人に候補者の認識が困難なこと、②全選挙区に重複立候補が可能で、当選人は政党の指示に従い選出選挙区を選べるため、選挙人にとっては候補者名簿の登載順から予想しがたい候補者が当選人となる可能性が高いことを問題とした上で、（選好投票のような）候補者を選択できる投票方法のない点が違憲とされた。

2 新たな下院選挙制度

上記判決を受け、2015 年法律第 52 号（以下「52 号法」という。）により、新たな下院選挙制度が制定された。この制度は、多数派プレミアム付比例代表制という枠組みを維持しながら、次の改正を加えるものである。

(1) **選挙区** 従来の 27 選挙区を廃止し、州（全国で 20 州）をさらに 100 選挙区に区分し、各選挙区には 3～9 議席を配分する。選挙区の画定は、52 号法に定める原則及び指針に従

って、同法施行後 90 日以内に公布される委任命令（効力は法律と同等）で行う。

(2) **候補者名簿** 従来可能であった複数の候補者名簿を連結して候補者名簿連合を形成することはできない。また、公職就任における男女平等を推進するため、名簿登載者は男女交互に記載されなければならない。あわせて、各候補者名簿に関して、州内の同性の候補者名簿筆頭登載者（以下「筆頭候補者」という。）の割合は 60%を超えることができず、各性別の全州の名簿登載者の合計は 50%を超えてはならない。さらに、筆頭候補者に限り最大 10 選挙区で重複立候補が可能である。

(3) **投票方法** 選挙人は、候補者名簿を 1 つ選択する。当該名簿は、基本的に非拘束名簿であり、選挙人は、当該名簿登載者のうち 2 名まで（姓名を記入して）選好投票をすることができる。ただし、2 名を選ぶ場合には、異なる性別の候補者に投票しなければならない。また、非拘束名簿の例外として、筆頭候補者は、選好投票の対象とならない。

(4) **議席の配分（阻止条項・多数派プレミアム）** 比例代表制が原則であるが、一部の特別州では単純小選挙区制の例外を設ける。まず全国レベルで各候補者名簿の議席を確定し、続いて州、選挙区の各候補者名簿の議席を確定して議席を配分する。従来の法定得票の下限を引き下げ、全国で有効投票の 3%以上を得た候補者名簿に議席を配分する（注 1）。全国で有効投票の 40%以上を得た候補者名簿には、多数派プレミアム 340 議席を配分する。40%以上の票を得た候補者名簿がない場合には、得票上位 2 つの候補者名簿による決選投票を行い、得票の多い候補者名簿に 340 議席を配分する。ただし、第 1 回投票と決選投票の間に候補者名簿を変更することは許されない。残りの議席（278 議席）は、残りの候補者名簿で第 1 回投票の得票に比例して配分する。

(5) **当選人の決定** 候補者名簿の得た議席に応じて、まず筆頭候補者が、続いて選好投票の得票順に当該名簿登載者が当選人となる。

(6) **在外投票の対象拡大** 従来の国外居住者を対象とする在外投票制度に加えて、就学、労働及び療養のための一時的な国外滞在者が在外選挙区において郵便投票をする制度とともに、国際的な任務に従事するため一時的に国外に滞在する軍及び警察に属する選挙人が関係大臣の協議によって定める方法により投票する制度が定められた。

以上の改正は、2016 年 7 月 1 日以降の下院議員選挙に適用される。今回の改正は、まず、憲法裁判決の指摘に対応するものである。その上で、阻止条項の引き下げにより少数政党の議席獲得を可能にする一方、必ずしも二大政党制とは言えない現状（注 2）の下、多数派プレミアム及び決選投票の対象を候補者名簿とすることにより、連立政権を避けて政権の安定を図るとともに、国民による首相の実質的な選択を志向するものと言える。

注

(1) 阻止条項については、公認された少数言語話者を代表する候補者名簿が、州憲章で当該話者の保護を定める特別州のみで提出された場合には、より低い得票率でも議席配分に参加できる特例がある。

(2) 近時の世論調査結果によれば、主要政党の支持率は、民主党 35%前後、5 つ星運動 20%前後、北部同盟 15%前後、フォルツァ・イタリア 10%前後となっている。例えば、*Il Sole 24 ore*, 14 maggio 2015.